

様式第6号（第17条）

会 議 録

会議の名称		2026年 第2回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和8年2月25日（水）		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時44分
開催場所		春日部市役所コミュニティ棟ひだまりホール			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
事務局	（ 出席人数：4人 ）				
	農業委員会事務局次長 溝口 通明		農地振興担当主幹 三浦 邦明		
	農地振興担当主査 西 真輝		農地振興担当主任 金子 昌行		
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について：公開			

	日程 5 農地利用最適化推進委員の辞任について：公開	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	8	石川 勝也
	9	水口 健二
	10	岡田 實

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項																					
議長	<p>ただ今から2026年第2回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。</p>																					
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>																					
委員長	<p>本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (3) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の変更に係る意見聴取について (4) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について (5) 地域計画（変更案）について (6) 春日部市土地開発公社理事の推薦について（依頼） (7) 農業委員等の第4期の改選（令和8年12月）に向けたスケジュール等について (8) 農業委員会視察研修について (9) 農業委員親睦会費について <p>の9項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>																					
議長	<p>ありがとうございました。</p>																					
議長	<p>本日の議題は</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">日程1</td> <td style="width: 70%;">議案第1号「農地法第3条（委員会）」</td> <td style="width: 20%;">1議案10件</td> </tr> <tr> <td>日程2</td> <td>議案第2号「農地法第5条（知事）」</td> <td>1議案 7件</td> </tr> <tr> <td>日程3</td> <td>議案第3号「租税特別措置法適格者証明」</td> <td>1議案 2件</td> </tr> <tr> <td>日程4</td> <td>議案第4号「生産緑地法従事者証明」</td> <td>1議案 3件</td> </tr> <tr> <td>日程5</td> <td>議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程6</td> <td>議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程7</td> <td>議案第7号「『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> </table>	日程1	議案第1号「農地法第3条（委員会）」	1議案10件	日程2	議案第2号「農地法第5条（知事）」	1議案 7件	日程3	議案第3号「租税特別措置法適格者証明」	1議案 2件	日程4	議案第4号「生産緑地法従事者証明」	1議案 3件	日程5	議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」	1議案1件	日程6	議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」	1議案1件	日程7	議案第7号「『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」	1議案1件
日程1	議案第1号「農地法第3条（委員会）」	1議案10件																				
日程2	議案第2号「農地法第5条（知事）」	1議案 7件																				
日程3	議案第3号「租税特別措置法適格者証明」	1議案 2件																				
日程4	議案第4号「生産緑地法従事者証明」	1議案 3件																				
日程5	議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」	1議案1件																				
日程6	議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」	1議案1件																				
日程7	議案第7号「『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」	1議案1件																				

日程 8 議案第 8 号「『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について」 1 議案 1 件
日程 9 議案第 9 号「地域計画（変更案）について」 1 議案 1 件
合計 9 議案となります。

議長

次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 8 番石川勝也委員、9 番水口健二委員、10 番岡田實委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは、議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 53 番、及び 8 番から 16 番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について許可申請が 10 件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、議案書 1 頁、申請番号 53 番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。この案件は 2025 年第 12 回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、隣接する駐車場の出入り口に使用されていた、と思われる場所があったことから、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと、継続審議となった案件です。その後、事務局が代理人に対し、その後の状況について確認したところ「改善については申請人の親族間で協議が必要であるが、協議は弁護士を介して行っているため、今後の改善見込みの報告はもう少し待つてほしい」と連絡があり、改善についてはもう少し時間がかかると思われたことから、先の第 1 回総会においても引き続き継続審議となったところです。その後も事務局より代理人に対し、改善について指導と確認を行ってきましたが、2 月 20 日現在、問題は解消されておられません。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから 3 条許可申請があったものです。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではネギ、小松菜を作付ける計画です。次に、農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。調査の結果、保有農地に不適切な利用をしている場所があることか

ら、農地法第3条第2項第1号については「許可に該当しない」こととなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号8番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。この案件は2026年第1回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部にコンクリートが敷かれ、自宅からの出入り口に使用されていた、と思われる場所があったことから、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、代理人から事務局あてに「問題のあった保有農地は改善し、農地に復した」と連絡があったため、事務局職員が2月12日に現地を確認したところ、コンクリートは全て剥がされ、農地に復したことを確認しました。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号9番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号10番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。譲受人の保有農地はさいたま市、越谷市び松伏町に保有しております。保有農地の状況について事務局が各市町の農業委員会に確認したところ、申請人は耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号11番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号12番、13番、14番は譲受人が同一のため、一括して説明します。はじめに、申請番号12番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号13番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号14番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規

模の拡大です。申請番号12番の案内図は11頁、詳細図は12頁、申請番号13番の案内図は13頁、詳細図は14頁、申請番号14番の案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ蕎麦を作付け、店頭販売の他、蜜源植物として利用する計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号12番は6頁を、申請番号13番は7頁を、申請番号14番は8頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号15番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。譲受人である法人は、杉戸町で新規認定農業者として認められており、かつ農地所有適格法人の要件を備えていることを確認しております。案内図は17頁から20頁、詳細図は21頁から24頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地11筆のうち、6筆では飼料用水稻を、2筆では飼料用麦を、1筆では飼料用トウモロコシを、残る2筆では飼料用大豆を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書、9頁から11頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を備えていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号16番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書12頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに継続審査委員及び推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。はじめに、申請番号53番について継続審査を担当する岡本勉委員より意見を求めます。

委員

議席番号6番岡本勉です。申請番号53番の継続審議の調査結果について報告します。この案件は2025年第12回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、不適切な状況であることから今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開すべき、と継続審議となっている案件です。代理人からは以前より「改善については申請人の

親族間で協議が必要であるが、協議は弁護士を介して行っているため、今後の改善見込みの報告はもう少し待つてほしい」とのことでしたが、2月に入り、代理人から事務局あてに「現地は改善し、農地に復した」と連絡が入りました。そこで、担当地区の農業委員、推進委員及び事務局職員が確認したところ、砂利の上にビニールシートを敷き、その上に土をかぶせただけの状態であり、とても農地に復したとは言えない状況だった、と事務局より報告を受けております。このように改善が見られない状況であることから「問題あり」と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号8番について、継続審査を担当する石川勝也委員より意見を求めます。

委員

議席番号7番石川勝也です。申請番号8番の継続審議の調査結果について報告します。この案件は2026年第1回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部にコンクリートが敷かれ、不適切な状況であること、譲受人が改善を行ったものの、不十分な状態であったことから、今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開すべき、と継続審議となった案件です。その後、代理人から事務局に「現地は改善した」と連絡があったので、事務局職員が現地を確認したところ、コンクリートは全て剥がされ、農地として復した状態であることが確認できた、と報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号9番、及び12番から15番について担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。

推進委員

第4地区推進委員の齋藤昇です。はじめに、申請番号9番について報告いたします。令和8年2月13日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員及び私の7名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号12番から14番について一括して報告いたします。申請地及び経営農地の調査日時、人員は先ほどご説明したとおりです。申請地は雑草が生えておりましたが、今後、譲受人が農業をするのであれば問題無いと考えております。続いて経営農地の調査を行ったところ、蜂の巣箱が置かれ、冬以外の時期は養蜂をやっていたと思われます。また周囲は、蜜源となる植物や果樹の木が植えられ、蜜源として利用されておりました。以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利

用が確保されていることが確認できたため問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号15番について報告いたします。申請地の調査日時、人員は先ほどご説明したとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。なお、経営農地については全て市外にある、とのことから確認はしておりません。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号10番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の中村勝利です。申請番号10番について報告します。令和8年2月9日に、山崎農業委員、飯島農業委員及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第1地区の豊春地区、第2地区の幸松地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を經由して報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号11番について担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。

推進委員

第2地区推進委員の関根栄です。申請番号11番について報告いたします。令和8年2月10日に、市川会長、石川農業委員、岩本推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第3地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を經由して報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号16番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の野村三男です。申請番号16番について報告します。令和8年2月9日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は隣地の申請人保有農地と一体的に利用されておりました。保有農地についても問

題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番新井久義委員より申請番号53番、及び8番から14番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号11番新井久義です。はじめに申請番号53番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。この案件は、2025年第12回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、不適切な状況であることから今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開すべき、と継続審議となった案件です。代理人からは以前より「改善については申請人の親族間で協議が必要であるが、協議は弁護士を介して行っているため、今後の改善見込みの報告はもう少し待ってほしい」とのことでしたので、その後の2026年第1回総会においても継続審査となっておりました。事前審査において、継続審議を担当する農業委員からの報告を受けたところ、2月に入り、代理人から事務局あてに「現地は改善し、農地に復した」と連絡が入ったため、担当地区の農業委員、推進委員及び事務局職員が確認したところ、砂利の上にビニールシートを敷き、その上に土をかぶせただけの状態であり、とても農地に復したとは言えない状況だった、と報告がありました。このように事務局が申請のときから何度も代理人に対し、指導していたにもかかわらず、改善が見られず、農地に復することがなかったことから、事前審査委員4人の合議により不許可、と決しました。

次に、申請番号8番について報告します。この案件は、2026年第1回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部にコンクリートが敷かれ、不適切な状況であること、譲受人が改善を行ったものの、不十分な状態であったことから、今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開すべき、と継続審議となった案件です。事前審査において、継続審議を担当する農業委員から報告を受けたところ、代理人から事務局に「現地は改善した」と連絡があったので、事務局職員が現地を確認しました。その結果、コンクリートは全て剥がされ、農地として復した状態であることが確認できた、と報告を受けています。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号9番から11番について一括して報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、全て許可、と決しました。

次に、申請番号12番から14番について一括して報告します。申請地及び申請人経営農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は大きな問題は無く、経営農地についても蜂の巣箱が置かれ、冬以外の時期は養蜂をやっていたと思われること、周囲は蜜源となる植物や果樹の木が植えられ、蜜源として利用されていた、と報告がありました。以上のとおり、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。

議長

次に、議席番号12番加藤富夫委員より申請番号15番、16番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号12番加藤富夫です。はじめに申請番号15番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。次に、譲受人である法人は、杉戸町で新規認定農業者として認められており、かつ農地所有適格法人の要件を備えていること、市外の市町で農業経営を行っていることを事務局の報告により確認しております。以上のことから、法人が農地を所有することは問題ないと考えております。よって、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号16番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

委員

はい、議長。

議長

岡田委員、発言を許します。

委員

議席番号10番岡田實です。申請番号53番の是正の状況について報告を受けましたが、あまりにも農業委員会を馬鹿にしているのではないかと感じました。以前も他の地区で同じようなことがありましたが、このようなことがまかり通るようではよくないと考えております。事務局としても今後、代理人に対してきちんと指導するようお願いしたいと考えております。これは要望です。

議長	<p>他に発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号53番について、事前審査委員より不許可、と報告がありました。次に、申請番号8番から16番について、事前審査委員より許可、と報告がありました。よって、はじめ、申請番号53番、次に、申請番号8番から16番を別々に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号53番を事前審査委員の報告のとおり不許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号53番を事前審査委員の報告のとおり不許可、と決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号8番から16番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号8番から16番を、事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程2、議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号9番から15番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条(知事)」について許可申請が7件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに、申請番号9番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は業務用食品の製造・販売業を営んでおり、転用計画は倉庫の設置です。現在、上尾市及び千葉県柏市に倉庫を賃借し、使用していますが、老朽化していること、またキャパシティ不足を解消するため、物流の配送拠点として利</p>

便性の高い申請地に新たに設置を計画したものです。隣接する非農地 2,098.21 m²と併せて倉庫を設置する計画です。計画地内には、倉庫の他、ゴミ置き場用倉庫、乗用車駐車場 50 台分及び 2 トン車駐車場 8 台分を設置することです。なお、今までの事業所は貸主に返却する予定です。案内図は 27 頁、詳細図は 28 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留槽に集水後、水路に放流する計画です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については自己資金及び金融機関からの融資で、金融機関発行の残高証明書及び貸出金の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。また、申請面積が 30 アール以上のため、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に申請番号 10 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は倉庫の設置です。申請法人は主に旅行カバン等の販売・製造業を営んでおりますが、カバンの需要が増加し、現在の倉庫では手狭になったため、現在使用している倉庫の隣接地に非農地 6,997.17 m²を併せて新たな倉庫を設置する計画です。計画地内には、倉庫の他、駐車場 12 台分及び大型車 3 台分を置くことです。なお、現在使用している倉庫は引き続き使用する、とのこと。案内図は 29 頁、詳細図は 30 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留槽に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金及び金融機関からの融資で、金融機関発行の残高証明書及び金融機関発行の融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、議案書 5 頁、申請番号 11 番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は遊技場を営んでおり、転用計画は駐車場の拡張です。現在、申請地の隣地に遊技場と駐車場を設置していますが、来客者の増加に伴い、既存駐車場のみでは収容が困難なため、駐車場の拡張を計画したものです。なお、拡張する駐車場には 24 台分を増設する計画です。案内図は 31 頁、詳細図は 32 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でな

いことは確認済です。農地からの転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されておらず、代理人に提出を求めているところです。未提出被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号12番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人はコンクリート製品の製造・販売業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、申請地近隣に建材センター及び生コン工場を設置していますが、分譲業者から発注されるコンクリート製品の需要に対応する在庫を置くための資材置き場が必要になったため、転用申請したものです。新設する資材置き場にはU字溝、集水枡、ブロック等のコンクリート製品及び砕石、型枠などを置く計画です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号13番、14番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。はじめに、申請番号13番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号14番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は倉庫の設置です。申請法人は主にリサイクル業の外、運送業、倉庫業を営んでおり、現在春日部市内に倉庫を賃借し、取扱い製品の保管及び管理を行っていますが、賃貸倉庫では保管スペースや使用条件に制限があるため取扱商品の増加や効率的な在庫管理への対応が難しく、安定した事業運営に支障をきたすおそれがあることから、自社倉庫を新たに設置する計画で、計画地内には倉庫の他、トイレ、駐車場2台分を設置するとのことです。なお、現在使用している倉庫は引き続き使用する、とのことです。申請番号13番及び14番の案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種

農地と考えます。

次に、申請番号15番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は菓子類の製造・販売業を営んでおり、転用計画は駐車場の拡張です。現在、申請地の近隣に業務用車両用及び従業員用の駐車場を設置していますが、既存駐車場の一部に、本社事務所棟を増築することに伴い、従業員用駐車場が不足するため、駐車場の拡張を計画したものです。拡張する駐車場には普通自動車11台分、自転車13台を置く計画です。なお、既存の駐車場は引き続き使用する計画です。案内図は37頁、詳細図は38頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地からの転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の交付証明書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番加藤富夫委員より申請番号9番から12番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号12番加藤富夫です。はじめに、申請番号9番、10番及び12番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われまます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号11番について事前審査の報告をします。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、重機を使用し、農地に敷かれているアスファルトを撤去している最中でした。その後、2月24日に事務局職員が再度、現地を確認したところ、アスファルトは9割ほど撤去されているものの、農地に復するにはもう数日かかる、と事務局より報告を受けています。申請については、事務局の説明にもありますとおり、申請書に添付すべき該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書の提出がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、申請地を完全に農地に復することを確認すること、及び土地改良区の意見について確認することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

次に、議席番号13番池上茂委員より申請番号13番から15番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号13番池上茂です。申請番号13番から15番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査

	<p>における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>岡田委員、発言を許します。</p>
委員	<p>議席番号10番岡田實です。申請番号10番についてお尋ねします。この案件の西側の農地の先はいわゆる青道であり、線路の下をくぐるような形で伸びています。農地部分については先ほど事務局説明のとおり、転用に支障ない旨の土地改良区の意見書が添付されている、とのことですが、再度問題ないか確認したいと考えています。</p> <p>次に、申請番号11番についてですが、ここは庄和北部土地改良区の事業地であったところで、転用許可を受けずに違反状態であったと伺っています。このように違反地であったところが農地に復した状況について事務局の指導の考えを伺います。</p>
議長	<p>事務局、回答をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに申請番号10番ですが、この申請地については農地であり、分筆・合筆を繰り返して今の形になっております。この南側の先は無地番水路です。これらの部分を一体的に水路として整備する、と市建設部より伺っております。</p>
委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>岡田委員、発言を許します。</p>
委員	<p>今の説明でわかりました。公共事業等ではいわゆる青道を事業地として使用してしまふことがあります、この水路部分を払い下げて水路として使用するということがわかったので、この件については了解しました。</p>
議長	<p>では次に、事務局より申請番号11番について回答をお願いします。</p>
事務局	<p>次に申請番号11番ですが、前年秋に行われた利用状況調査でも違反状態として報告があった農地です。その後、今回駐車場への転用として申請があ</p>

りましたので、アスファルトを剥がし、農地に復した状態で申請をしないと
いい結果にはつながらない、と指導しております。今後もこのような事案が
ありましたら、担当地区内の農業委員・推進委員とともに対応していきたい
と考えております。

議長 岡田委員、いかがですか。

委員 これで結構です。

議長 他に発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。事前審査委員
より、申請番号11番について「許可相当とし、ただし条件を付す必要があ
る」と報告がありました。よって、はじめに申請番号11番、次に9番、1
0番及び12番から15番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号11番を「許可相当と
し、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付する」ことに賛成の委員
の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号1
1番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし条件を付して県知
事に送付いたします。

議長 次に、申請番号9番、10番及び12番から15番を事前審査委員の報告
のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号9
番、10番及び12番から15番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、
と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号9番については、
農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社

	<p>団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程 3、議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号 1 番、2 番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 7 頁をご覧ください。議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」について申請が 2 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、議案書 7 頁、申請番号 1 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 39 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 80 日です。</p> <p>次に、議案書 8 頁、申請番号 2 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 40 頁から 42 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 200 日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号 1 番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第 1 地区推進委員中村勝利です。申請番号 1 番について報告します。令和 8 年 2 月 9 日に、山崎農業委員、飯島農業委員及び私の 3 名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号 2 番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第 2 地区推進委員関根栄です。申請番号 2 番について報告いたします。令和 8 年 2 月 10 日に、市川会長、石川農業委員、岩本推進委員及び私の 4 名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが</p>

確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番池上茂委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号13番 池上茂です。申請番号1番、2番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て証明する、ことと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」申請番号1番、2番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。

議長 次に、日程4、議案第4号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号2番から4番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の9頁をご覧ください。議案第4号「生産緑地法従事者証明」について証明願が3件ありましたので、審議を求めます。この「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」とは、生産緑地地区で主に農業を営む者が死亡、または一定の故障が生じたことにより、農業の継続が困難になった場合に、申請者が市に生産緑地の買い取りを申し出をする際に必要な証明書で、死亡、または故障した者が農業に従事していたことを証明するものです。

はじめに、議案書9頁、申請番号2番、詳細は議案書のとおり。案内図は43頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和8年1月2日に死亡したことにより、申請人が、

農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

次に、申請番号3番、詳細は議案書のとおり。案内図は44頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断があったことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

次に、議案書10頁、申請番号4番、詳細は議案書のとおり。案内図は45頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和7年5月5日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長

次に、申請番号2番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の濱野國雄です。申請番号2番について報告します。令和8年2月9日に、石塚農業委員、齋藤農業委員及び私の3名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号3番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の野村三男です。申請番号3番について報告します。令和8年2月9日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号4番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の中村勝利です。申請番号4番について報告します。令和8年2月9日に、山崎農業委員、飯島農業委員、及び私の3名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番 池上茂委員より

委員	<p>申請番号 2 番から 4 番の事前審査の報告を求めます。</p> <p>議席番号 1 3 番池上茂です。申請番号 2 番から 4 番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により全て証明することと決しました。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 2 番から 4 番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 4 号「生産緑地法従事者証明」申請番号 2 番から 4 番を、事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程 5、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 1 頁をご覧ください。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。1 月 2 6 日に農業委員に説明し、2 月 6 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 1 2 頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定</p>

することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長 次に、日程6、議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案書22頁をご覧ください。議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」ご説明いたします。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められたので、審議をを求めるものです。1月26日に農業委員に説明し、2月6日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書23頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長 次に、日程7、議案第7号「『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案書42頁をご覧ください。議案第7号「『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」ご説明いたします。春

日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号イの規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。

1月26日に農業委員に説明し、2月6日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書43頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第7号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長

次に、日程8、議案第8号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書45頁をご覧ください。議案第8号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について」ご説明いたします。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項27号のハの規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。この定期検証についてですが、土地改良事業等が行われた区域については、事業完了の翌年度から8年間、農用地からの除外が制限されます。しかしながら、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に位置付けることにより、地域の農業振興に資する施設と認められた場合には、この限りではなくなります。この計画に位置付けられ、農用地から除外された施設については、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証することとなっています。このことについて1月26日に農業委員に説明し、2月6日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書46頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に係る意見聴取について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。</p>
議長	<p>次に、日程9議案第9号、「地域計画(変更案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書53頁をご覧ください。議案第9号「地域計画(変更案)について」ご説明いたします。これは、春日部市長より農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により別冊のとおり地域計画について意見を求められたので、審議を求めるものです。次に、議案書別冊の1(インデックス頁)をご覧ください。春日部市長から「豊野地域」「豊春地域」「富多地域」「南桜井地域」及び「川辺地域」の5つの地域計画(変更案)について意見を求められたものです。詳細につきましては、本日議事参加者の浜村農業振興課長が説明させていただきます。説明のあとに質疑をお受けいたします。その後、議案書54頁のとおり春日部市長あて回答してよいかご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、議事参加の浜村農業振興課長より説明を求めます。</p>
議事参加	<p>本日、議案になっております地域計画の変更案でございますが、市内の農振農用地を9か所の地域に分け、地域計画を定めたものでございます。今回ご審議いただくのは「豊野地域」「豊春地域」「富多地域」「南桜井地域」及び「川辺地域」の地域計画変更案でございます。これらについては各地域の農業委員、推進委員の皆様にもご尽力いただきながらご意見を取りまとめ、反映させたものでございますが、引き続き農業者の減少が続いております。今後も皆様と意見を重ねながら地域農業の持続性について協議させていただければと考えております。</p>

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号、「地域計画(変更案)について」を原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第9号、「地域計画(変更案)について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。</p>
議長	<p>次に</p> <p>日程10 報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」</p> <p>日程11 報告第2号「農地法第4条(届出)」</p> <p>日程12 報告第3号「農地法第5条(届出)」</p> <p>日程13 報告第4号「農地法第18条(通知)」</p> <p>日程14 報告第5号「違反転用事案報告について」</p> <p>につきましては、議案書の56頁から67頁にお示しのとおりです。</p>
議長	<p>次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。</p>
議長	<p>次に、その他でございますが、何かありますか。</p>
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。</p>
議長	<p>本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、2026年第2回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会(午前11時44分)</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会 長 _____

農業委員 _____ 8 番 _____

農業委員 _____ 9 番 _____

農業委員 _____ 1 0 番 _____